



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年2月1日火曜日 第278号

◇ 目 次 ◇

保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課).....	26
保安林予定森林.....	(").....	26
保安林の皆伐面積の限度の公表.....	(").....	26
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課).....	28
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課).....	31
指定居宅サービス事業の廃止.....	(中予地方局地域福祉課).....	31
指定居宅サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課).....	31
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(").....	31
指定居宅サービス事業の廃止.....	(").....	31
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(").....	32

公 告

愛媛県漁業取締船用燃料の購入.....	(会計課).....	32
---------------------	------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第84号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年2月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西予市宇和町明間34、35の1、36の1、36の2、97から102まで、103の1、103の2、104から106まで、124
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇和町明間34・35の1・36の2・99から102まで・103の1・124(以上9筆について、次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第85号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年2月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
東温市河之内字上寺野乙1367の2、乙1367の4、乙1367の6、乙1367の13、乙1367の14、字仁八山乙1368、字下寺野乙1369の17
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第86号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

令和4年2月1日

愛媛県知事 中村時広

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 か ん 養 保 安 林	502.00	四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。)、四国中央市新宮町、新居浜市(別子山に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	20.85	
金 生 川 ~ 加 茂 川	水 源 か ん 養 保 安 林	380.98	新居浜市(別子山を除く。)、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。))に限る。)、四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。)、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	836.14	
中 山 川	水 源 か ん 養 保 安 林	199.20	西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。))を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部を除く。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	273.26	
今 治 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	55.13	今治市(吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。)、松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	389.95	
重 信 川	水 源 か ん 養 保 安 林	267.91	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、伊予市(中山町、双海町を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部に限る。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	632.24	
小 田 川	水 源 か ん 養 保 安 林	21.64	喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川(一部を除く。))に限る。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。)、伊予市中山町、双海町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	75.74	
肱 川	水 源 か ん 養 保 安 林	825.33	大洲市、喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。)、西予市宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部を除く。)、野村町(大野ヶ原の一部を除く。)、城川町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	107.84	
八 幡 浜 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	14.52	八幡浜市、西予郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	57.94	
宇 和 島 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	609.91	宇和島市(三間町及び野川の一部を除く。)、南宇和郡愛南町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	126.36	
吉 海 宮 窪 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	18.08	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	19.84	今治市伯方町
弓 削 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	3.10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)
上 浦 大 三 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	2.65	松山市(中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。)
四 万 十 川	水 源 か ん 養 保 安 林	580.82	宇和島市(三間町及び野川の一部に限る。)、北宇和郡鬼北町、松野町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	40.76	
仁 淀 川 上 流	水 源 か ん 養 保 安 林	908.39	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)、西予市野村町(大野ヶ原の一部に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	50.56	
東 予	干 害 防 備 保 安 林	19.10	四国中央市(上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。)、新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、

			国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。)
中	予	干害防備保安林	4.14 松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
南	予	干害防備保安林	20.02 八幡浜市、西予市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町(正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。)
東	予	保健保安林	17.92 新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。)
今治地区		保健保安林	29.34 松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)、今治市玉川町、波方町
中	予	保健保安林	13.44 松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、東温市(上村、牛瀬、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。)、上浮穴郡久万高原町(東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。)、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)
八幡浜～肱川		保健保安林	21.10 八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇和島～四万十川		保健保安林	3.78 宇和島市(吉田町、三間町、津島町を除く。)、北宇和郡松野町
弓削地区		保健保安林	3.10 越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第87号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年2月1日

愛媛県西条保健所長 武方 誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 野崎 明

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号

3 特定施設に関する事項

(1) 第3工場 No.4, 5 溶解槽用ウェットスクラパー

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第27号ル 湿式集じん施設
特定施設の能力	1分間当たり15ノルマル立方メートル処理

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後2か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2 最大 4

備考 汚水等は、アンモニア回収施設で処理後、No.1 汚水処理施設で処理する。

(2) 電池研究所 電池試験棟スクラパーNo.1

特定施設の種 類	政令別表第1第27号ル 湿式集じん施設	
特定施設の能 力	1分間当たり3ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後2か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.1 最大 0.2	

備考 汚水等は、磯浦工場のNo.1 汚水処理施設へ送液する。

(3) 電池研究所 電池試験棟スクラパーNo.2

特定施設の種 類	政令別表第1第27号ル 湿式集じん施設
特定施設の能 力	1分間当たり3ノルマル立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後2か月後
使用開始の予定年月日	完成の翌日

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.1 最大 0.2	

備考 汚水等は、磯浦工場のNo.1 汚水処理施設へ送液する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) アンモニア回収施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及び合成樹脂製等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 44メートル 横 46メートル 高さ 21メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,040立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	pH調整及び蒸留方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12	通常 11~12 最大 11~12
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	7.7	通常 7.7
	最大	14.0	最大 14.0

	浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 50 最大 100	通常 23 最大 50
	窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 9,200 最大 11,000	通常 11.6 最大 120
	りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.6 最大 1.6	通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,620 最大 1,990	通常 1,620 最大 1,990

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設へ送液する。

(2) No.4 汚水処理施設

設 置 年 月 日		平成13年5月15日	
処 理 施 設 の 種 類		物理化学的処理	
処 理 施 設 の 型 式		物理化学的処理	
処 理 施 設 の 構 造		ステンレス製及び合成樹脂製等	
処 理 施 設 の 主 要 寸 法		縦 26メートル 横 15メートル 高さ 5メートル 縦 32メートル 横 25メートル 高さ 14メートル	
処 理 施 設 の 能 力		1日当たり1,550立方メートル処理	
汚 水 等 の 処 理 の 方 式		蒸留濃縮、酸化及び電気分解方式	
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔		連 続	
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間		24時間	
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要		な し	
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5~11 最大 5~11	通常 9~12 最大 9~12
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 7,500 最大 9,000	通常 80 最大 110
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 7 最大 10	通常 7 最大 10
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5,400 最大 6,480	通常 30 最大 37
りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.2 最大 1.0	通常 0.2 最大 1.0	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 280 最大 335	通常 260 最大 315

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設へ送液する。

(3) No.1 汚水処理施設

設 置 年 月 日		平成13年5月15日	
処 理 施 設 の 種 類		物理化学的処理	
処 理 施 設 の 型 式		物理化学的処理	
処 理 施 設 の 構 造		ステンレス製及び合成樹脂製等	
処 理 施 設 の 主 要 寸 法		縦 77メートル 横 55メートル 高さ 8メートル	
処 理 施 設 の 能 力		1日当たり6,480立方メートル処理	
汚 水 等 の 処 理 の 方 式		中和及び凝集方式	
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔		連 続	
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間		24時間	
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要		な し	
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1~12 最大 1~12	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 9.4 最大 14.1	通常 9.4 最大 14.1
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 13.4 最大 51.7	通常 13.4 最大 51.7
りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.30 最大 1.18	通常 0.30 最大 1.18	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4,770 最大 5,980	通常 4,770 最大 5,980

備考 汚水等は、No.1 工場排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 6.7 最大 9.9
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 12 最大 15

窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	9.3
	最大	32.2
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	0.25
	最大	1.15
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	7,340
	最大	9,800

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

西条市庄内土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年2月1日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	日和佐 直	西条市大野266番地1

○愛媛県告示第88号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、

○愛媛県告示第89号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

令和4年2月1日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人誠志会	とべ訪問介護事業所	愛媛県伊予郡砥部町高尾田92番地2高尾ハイソ201号	令和3年12月31日	訪問介護

○愛媛県告示第90号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和4年2月1日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人 白寿会	介護老人保健施設西安	愛媛県八幡浜市大平1番耕地870番地2	令和3年12月1日	訪問リハビリテーション

○愛媛県告示第91号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和4年2月1日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人 白寿会	介護老人保健施設西安	愛媛県八幡浜市大平1番耕地870番地2	令和3年12月1日	介護予防訪問リハビリテーション

○愛媛県告示第92号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

令和4年2月1日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 サンメディカル	株式会社サンメディカル	愛媛県宇和島市御幸町一丁目2番13号	令和3年12月29日	福祉用具貸与
株式会社 サンメディカル	株式会社サンメディカル	愛媛県宇和島市御幸町一丁目2番13号	令和3年12月29日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年2月1日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 サンメディカル	株式会社サンメディカル	愛媛県宇和島市御幸町一丁目2番13号	令和3年12月29日	介護予防福祉用具貸与
株式会社 サンメディカル	株式会社サンメディカル	愛媛県宇和島市御幸町一丁目2番13号	令和3年12月29日	特定介護予防福祉用具販売

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年2月1日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県漁業取締船用燃料の購入

(2) 購入物品名及び数量

軽油（免税・JIS K2204 2号）

約 414,600リットル

この数量は、過去1年間の購入実績に基づく数量であり、令和4年度の納入量を保証するものではない。

(3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

(4) 納入期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 納入場所

松山港及び宇和島港の愛媛県漁業取締船棧橋又は愛媛県が指定する愛媛県海域

(6) 入札方法

ア 入札は、愛媛県電子入札システムによる電子入札により行うこと。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（以下「運用基準」という。）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1リットル当たりの単価で行う。単価は、小数第二位までとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（その金額に小数第三位以下の端数があるときはその端数を切り捨て、小

数第二位までとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期間

令和4年3月18日（金）午前9時から同月22日（火）午前9時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和4年3月22日（火）午前10時

愛媛県庁第二別館5階 入札室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和4年3月11日（金）午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

運用基準7(1)又は(2)の規定により紙入札による入札が承諾された者は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Light Oil (tax exempted, JIS K2204 No.2) approximately 414,600L

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 22 March 2022

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2156